

下水道施設点検パトロール等業務委託 仕様書

第1条（総則）

本作業は、岡山市公共下水道埋設指定区域内の点検パトロール等の作業であって、本仕様書のほか本市契約規則、本市土木工事共通仕様書、委託契約書、設計書その他関係法規等に基づき、本市係員（以下「係員」という。）の指示に基づき計画し作業しなければならない。なお、係員には下水道河川局下水道保全課職員をもってこれに充てる。

第2条（目的）

本業務は、設計図書に示すエリアにおいて、公共下水道施設の点検パトロール及び陥没等緊急対応を行い、各施設の保全及び交通の安全を図るものとする。また、大雨時のゲート作業等により市内の内水氾濫を防止する。

第3条（作業内容の分類）

作業内容の分類は、以下のとおりである。

(1) 点検パトロール

路面点検、つまり調査、ごみ回収、特別巡回等

(2) 緊急作業

道路陥没修繕、舗装へたり修繕、事故処理等

(3) ゲート作業(大雨時)

ゲート等の塵芥の引き上げ、塵芥の運搬等

第4条（点検パトロール）

(1) 点検パトロールは、主に下水道管きょ施設の埋設された道路の路面点検を実施するものとし、原則として土曜の午前9時～午後5時（うち1時間は休憩）の間に行い、運転者を含み2名以上で行うこと。作業については安全かつ効率的に実施するものとし、目的地を事前に整理しルートを計画しておくこと。

係員の指示があった場合には、つまり調査、ごみ回収、特別巡回等の作業をパトロール中に行うものとする。その他の作業の指示があった場合は、指示に従うこと。

(2) 路面点検については、巡回車を用いて公道上の下水施設の異常を点検するものとし、異常を発見した場合は、安全を確保しながら速やかに補修作業を行い、巡回日報に記入すること。なお、規模の大きな異常については、異常箇所の保安措置を行うとともに速やかに係員に連絡し指示を受け、緊急作業として別班にて実施すること。

- (3) 路面点検の箇所については、国道及び県道、緊急輸送道路などの重要路線下に埋設された下水道施設のある道路や下水合流エリアを重点的に点検することとするが、詳細は監督員の指示によるものとする。
- (4) 路面点検に当たっては、巡回車にプレート・ランマ・はつり機・砕石・乳剤・常温合材等作業に必要な機材及び保安施設（矢印板・セーフティーコーン等）を携帯すること。砕石及び常温合材は、10袋程度携帯しておくこと。
- (5) 係員から指示があった場合、雨季及び異常気象時の緊急時に雨水きよ関連施設周辺の巡回等を行うものとする。（特別巡回）
- (6) その他係員から指示があった場合は、指示に従うこと。

第5条（緊急作業）

- (1) 作業内容については、主に道路陥没修繕、舗装へたり修繕を見込んでいる。
- (2) 係員の指示により、速やかに現地へ向かい、安全を確保しながら道路陥没等の修繕作業を行うものとする。作業は、運転者を含み3名以上で行うこと。また、緊急時の指示に対応できるよう24時間365日緊急対応体制を整えておくこと。
- (3) 下水道施設に関連する交通事故の処理として、係員から指示があった場合、ガラスの破片の清掃、オイル漏れの処理、安全施設の配置などの保安作業を行うこと。
- (4) 下水道施設の破損等があった場合、係員の指示により車両の迂回ルートへの誘導作業等を行うこと。
- (5) その他の緊急作業の指示があった場合は、指示に従い速やかに対応すること。

第6条（ゲート作業(大雨時)）

下水道河川局においてゲート等の開閉が行われた際は、係員の指示に従い下記の作業を行うこと。

- ア) 担当するゲートに出向き、スクリーンに掛かった塵芥を掻き上げる。
- イ) 雨水ゲートの起立（流入口の閉鎖）操作をする。
- ウ) 雨水ゲート・同スクリーンに異常があれば下水道保全課に連絡する。
- エ) 引き上げた塵芥を下水道保全課が指定する場所へ運搬処理する。

- (1) 作業は、原則北部方面ゲート2名及び南部方面ゲート2名及び連絡調整係1名の計5名を1班とし、概ね8時間で交代とするが作業によっては交代時間を延長する。
- (2) その他作業等の指示があった場合は、指示に従うこと。

第7条（作業体制）

- (1) 業務責任者を定め、書面により本市に届け出るものとする。
- (2) 24時間365日連絡を受け速やかに作業できる体制にしておくこと。なお、速や

かに作業できる体制とは、業務時間内は1時間以内、それ以外（休日・夜間）についても2時間以内に現場に到着できる体制を整えること。また、緊急時の連絡及び作業の体制を予め作成し、監督員に提出し承諾を得るものとする。

(3) 作業を安全かつ効率的に実施できる職員を配置すること。

第8条（作業中の安全確保）

- (1) 作業員の安全確保に十分配慮すること。服装は、端正で安全に作業ができるものとし、ヘルメットを着用すること。
- (2) 作業中は、一般交通及び沿道住民に支障のないように注意し、必要に応じて交通誘導及び周辺住民への協力依頼を図ること。
- (3) 作業中は、事故が発生しないよう十分注意し、未然に防止するよう万全の措置（作業場所周辺の調査・確認、保安施設の設置等）を講じなければならない。万一事故が発生した場合は受託者において一切の損害を負担するものとする。
- (4) 関係法令を遵守し作業をすること。

第9条（使用材料）

- (1) 作業に必要な材料については、本市からの材料支給とする。
- (2) 材料支給が必要な場合は、必ず係員に報告すること。また、報告様式等については係員の指示に従うこと。

第10条（作業に用いる車両）

- (1) 車両は、受託者が所有する車両を用いること。
- (2) 受託者は、車両を使用する作業を開始するにあたり、自動車損害賠償保険（任意保険）に加入しなければならない。自動車損害賠償保険（任意保険）の保険は、受託者の負担とする。
- (3) 車両は、原則として黄色回転灯を取付けたものとする。
- (4) 巡回車には、次に示すマグネットシールを貼付けること。

下水パトロール実施中 【受託者名】

※横60cm、縦30cm、字は黒色、下地は白色とする

第11条（業務責任者）

業務責任者は公告に定める開札日時において、3ヶ月以上継続して所属していることが確認できるものを配置すること。

第12条（施工計画）

本委託における施工計画書を委託着手日までに、作業の総合的な計画をまとめた施工計画書を提出し、作業内容ごとの詳細な計画書を提出すること。

第13条（作業報告）

作業完了後は、各様式に位置図と下水道管路図、写真を添付し、速やかに係員に報告書を提出すること。

第14条（疑義）

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議してその指示に従わなければならない。